国住指第4809号 平成30年3月29日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

> 国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略)

非常用の照明装置の設置基準の見直しについて(技術的助言)

「非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第516号)」は、平成30年3月29日に公布・施行されることとなった。

ついては、改正後の「非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件(平成12年建設省告示第1411号)」の運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この 旨通知していることを申し添える。

記

### 1. 改正の経緯

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第126条の4の規定において、特殊建築物の居室等に非常用の照明装置を設置することを義務付けているが、同条第4号においては、非常用の照明装置を設けることを要しない建築物の部分を国土交通大臣が定めることとしている。

今般、非常用の照明装置の設置に係る規制の合理化について検証し、非常用の照明 装置の設置を要することなく、安全に避難できる建築物の部分の条件について知見が 得られたことから、同号に基づく告示を改正し、一定の居室を追加することとする。

なお、住宅宿泊事業法施行規則の規定に基づく「非常用照明器具の設置方法及び火

災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件(平成29年国土交通省告示第1109号)」及び「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法における取扱いについて(技術的助言)(平成28年11月11日付け国住指第2706号・国住街第142号)」においては、いずれも本告示を引用していることから、今回の改正内容が同様に適用されるので留意されたい。

### 2. 告示改正の概要

本改正は、居室が小規模であることにより短い歩行距離で避難することができ、かつ、非常用の照明装置が設置された廊下等の照度が確保された部分に直接通じている 居室に限って、非常用の照明装置の設置を不要とするものである。

具体的には、次に掲げる居室を追加することとする。

- ・ 床面積が30㎡以下の居室で、地上への出口を有するもの
- ・ 床面積が30㎡以下の居室で、地上まで通ずる部分が次の①又は②に該当するもの
- ① 非常用の照明装置が設けられたもの
- ② 採光上有効に直接外気に開放されたもの

なお、本改正は、建築物の利用実態を踏まえ、建築物の所有者等が非常用の照明装置を任意に設置することを妨げるものではないことを申し添える。

## 別添1 新旧対照表

○非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定

(傍線部分は改正部分)

東基準法施行令(以下「令」という。)第百二十六条の四第四号に 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十六条の四第四号に 規定する政策監判とする。  「一 選難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障 規定する政策を持て、次のイ又は口のいずれかに該当するものとする。  「一 選難階の直下階又は直上階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離に規定する屋外に設当するもので仕切られた二室は、一室とみなす。)  「一 選業性とで、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建築物の部分が次のイ又は口に該当するもので仕切られた二室は、一室とみなす。)  「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語	改正案
集基準法施行令(以下「令」という。)第百二十六条の四第四号にする避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障いものその他これらに類するものは、令第百十六条の二第一項第一以下「居室等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもする。 (以下「居室等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもする。 (以下「居室等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもずる。 避難階に存する居室等にあっては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないものと難難階の直下階又は直上階に存する居室等にあっては、当該居室難上支障がないもの、避難上支障がないもの、避難上支障がないもの、避難と支障がないもの、かつ、避難上支障がないもの	現

# 〇国土交通省告示第千百九号

玉 土 交 通 省 関 係 住 宅 宿 泊 事 業 法 施 行 規 則 平 . 成 + 九 年 玉 土 交 通 省 令 第 六 + 五. 号) 第 条 第 号 及

び 第 三 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、  $\mathcal{O}$ 告 示 を 制 定 す る。

平成二十九年十一月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

非 常 用 照 明 器 具  $\mathcal{O}$ 設 置 方 法 及 び 火 災 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 災 害 が 発 生 L た 場 合 に お け る 宿 泊 者  $\mathcal{O}$ 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保

を 义 る た  $\Diamond$ に 必 要 な 措 置 を 定  $\Diamond$ る 件

び 第 玉 三 土 号 交 通  $\mathcal{O}$ 規 省 関 定 係 に 基 住 宅 づ き、 宿 泊 非 事 常 業 法 用 照 施 明 行 器 規 則 具  $\mathcal{O}$ 平 設 成 置 方 + 法 九 及 び 年 玉 火 災 土 交通 そ  $\mathcal{O}$ 省 他 <del>位</del>  $\mathcal{O}$ 第六 災 害 + が 五. 発 生 号) L 第 た 場 合 条 第 に お 号 け 及 る

宿 泊 者  $\mathcal{O}$ 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 を 図 る た 8 に 必 要 な 措 置 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 8 る

第 さ せ る 非 間 常 用 照 住 宅 明 器 宿 具 泊 事 は、 業 者 次 が  $\mathcal{O}$ 不 各 在 号 12 定 住 宅  $\Diamond$ る 宿 ところ 泊 事 業 に 法 ょ 平 ŋ 成 設 <u>二</u> 十 け ること。 九 年 法 ただ 律 第 六 し、 + 五. 届 号) 出 住 第 宅 に + 人 を 条 第 宿 泊

項 第 号  $\mathcal{O}$ 玉 + 交 通 省 令 厚 生 労 働 省 令 で 定  $\Diamond$ る 不 在 を 除 く。 以 下 同 じ。 とな 5 な 1 場 合 で あ 0

て、 宿 泊 室 届 出 住 宅  $\mathcal{O}$ う 5 宿 泊 者  $\mathcal{O}$ 就 寝  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 室 を 1 う。 以 下 同 ľ  $\mathcal{O}$ 床 面 積 建 築 基

潍 法  $\mathcal{O}$ 合 施 計 行 令 が 五. + 昭 平 和 方 メ 十 五. 年 1 政 ル 以 令 第三 下 で 百 あるときは  $\equiv$ + 八 号) こ の 第二 限 条 りで 第 三号 な 7 12 規 定 す る 床 面 積 を 1 う。 以 下 同

建 築 基 潍 法 施 行 令 第 百 + 六 条 0) 五 に 規 定 す る 技 術 的 基 準 に 適 合 す る 非 常 用  $\mathcal{O}$ 照 明 装 置 とす る

 $\mathcal{O}$ 宿 出 泊  $\Box$ 室 及 第 び 当 第 該 号 宿 1 泊 室 (1)か に 5 お 地 1 7 上 同 届 U 出 住 宅 12 が 通 ず 共 る 同 部 住 分 宅  $\mathcal{O}$ 採 住 光 戸 で 上 あ 有 効 る 場 12 合 外 気 に に あ 開 0 放 7 さ は れ 当 た 部 該 分 住 を 戸

除 く。 に 設 け る こと。 ただ し、 平 成 十 二 年 建 設 省 告 示 第 千 匹 百 + \_\_-号 に 定 8 る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分

12

あ 0 7 は ر  $\mathcal{O}$ 限 ŋ で な 1

第二 け る 宿 玉 土 泊 者 交 通  $\mathcal{O}$ 省 安 全 関 係  $\mathcal{O}$ 確 住 保 宅 を 宿 义 泊 る 事 業 た  $\Diamond$ 法 12 施 行 必 要 規 な 則 措 第 置 条 は 第三 次 号  $\mathcal{O}$ 各  $\mathcal{O}$ 号 火 災 当 そ 該  $\mathcal{O}$ 届 他 出  $\mathcal{O}$ 災 住 宅 害 が に 発 人 を 生 宿 L た 泊 さ 場 せ 合 る 12 間 お

で あ 住 宅 る 宿 き 泊 は 事 業 第 者 が 号) 不 在 に と な 定 5 8 る な 4 11 場  $\mathcal{O}$ 合 す で る あ 0 て、 宿 泊 室  $\mathcal{O}$ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合

لح

と

泊 者 同 を  $\mathcal{O}$ 届  $\mathcal{O}$ 契 出 約 住 12 宅 ょ 内 n  $\mathcal{O}$ 宿 泊 以 さ 上 せ  $\mathcal{O}$ る 宿 場 泊 合 室 を に、 除 <\_ 複 数  $\mathcal{O}$ 宿 12 あ 泊 者 0 て を 同 は 時 次 に  $\mathcal{O}$ 宿 1 泊 又 さ せ は る 口 場 に 合 掲 げ 当 る 措 該 複 置 を 数 講  $\mathcal{O}$ ľ 宿

る た だ し、 宿 泊 者 使 用 部 分 届 出 住 宅  $\mathcal{O}$ う 5 宿 泊 者  $\mathcal{O}$ 使 用 に 供 す る 部 分 を 1 以 下 同 じ。

を

平

成二

+

六

年

玉

土

交

通

省

告

示

第

八

百

六

+

号

各

号

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

カン

に

該

当

す

る

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

カン

0

宿

泊

者 を 使 1 う。 用 部 以 分 下  $\mathcal{O}$ 同 各 U. 居 室 に、 建 築 消 基 防 準 法 法 施 行 昭 令 和 昭 + 和 五.  $\equiv$ 年 + 法 六 律 年 第 政 令第三十 百 号) Ė 第二 号) 条 第 第 七 兀 条 号 第 12 三 規 項 定 第 す る 号 居 に 室

計

が

五.

+

平

方

メ

1

ル

以

下

を 規 定 有 す す る る 自 消 防 動 火  $\mathcal{O}$ 災 用 に 報 供 知 設 す る 備 設 又 備 は 等 同 令 自 第 動 + 火 災 九 報 条 知  $\mathcal{O}$ 設 兀 第 備 12 項 代 に え 7 規 用 定 す 1 る る 必 とが 要と さ で き れ る る 防 £ 火  $\mathcal{O}$ 安 に 全 限 る 性 能

を 設 け た 場 合 は  $\mathcal{O}$ 限 ŋ で な 11

## 1 次 12 掲 げ る 措 置

- (1) 12 規 宿 定 泊 す 室 る لح 当 準 該 耐 火 宿 構 泊 造 室 カン を 5 1 う 地 上 以 に 下 通 同 ず ľ る 部 分 لح  $\mathcal{O}$ を 壁 潍 で 区 耐 画 火 構 L 造 建 建 築 基 築 基 潍 準 法 法 施 第 行 令 条 第 第 百 七 + 号 条 0) 第
- 項 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず n カ に 該 当 す る 部 分 を 除 き、 当 該 壁 を 小 屋 裏 又 は 天 井 裏 に 達 せ L 8 る
- (2)法 施 兀 行 以 達 令 上 第  $\mathcal{O}$ 宿 百 十 二 泊 室 条 が 第 相 接 項 す 各 る 号 場 合  $\mathcal{O}$ 12 1 ず は ) 三 れ カ 室 12 以 該 当 内 す کے る に 部 準 分 を 耐 除 火 き、 構 造 当  $\mathcal{O}$ 該 壁 壁 で を 区 小 画 し、 屋 裏 建 又 は 築 基 天 井 潍

裏

12

せ

L

8

る

こと

- (3)1 か 12 ル 相 接 該 以 当 内 す ごと す る 二 る に 部 以 分 準 上 を 耐  $\mathcal{O}$ 除 火 宿 き、 構 泊 造 室 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 該 壁 床 壁 で 面 積 を 区  $\mathcal{O}$ 小 画 合 屋 L 計 裏 建 が 又 築 百 は 天 基 亚 方 井 準 裏 法 X ] 12 施 達 1 行 令 せ ル 第 を L  $\Diamond$ 超 百 る + え 二条 る 場 第 合 に 項 は 各 号 百 亚  $\mathcal{O}$ 方 1 ず X ] れ
- (4)百 + 給 兀 水 条 管 第 五 配 項 電 管 に そ お  $\mathcal{O}$ 1 7 他 準  $\mathcal{O}$ 用 管 す が る (1)同 カ 令 5 第 (3)百 ま + で  $\mathcal{O}$ 条 壁 第 を 貫 十 通 五. 項 す る  $\mathcal{O}$ 場 規 合 定 に に 適 は 合 す 建 ること 築 基 準 法 施 行 令 第
- (5)換 気 暖 房 又 は 冷 房  $\mathcal{O}$ 設 備  $\mathcal{O}$ 風 道 が (1)か 5 (3)ま で  $\mathcal{O}$ 壁 を 貫 通 す る 場 合 に は、 建 築 基 潍 法

施

行 令 第 百 + 几 条 第 五. 項 に お 1 7 読 み 替 え て 準 用 す る 同 令 第 百 + 条 第 + 六 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 適 合 す

ること

口 宿 泊 室 を 建 築 基 準 法 施 行 令 第 百 + \_ 条 第 項 に 規 定 す る 自 動 ス プ IJ ン ク ラ 設 備 等 設 置 部 分

に設けること

届 出 住 宅 が 戸 建 て  $\mathcal{O}$ 住 宅 又 は 長 屋 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 ホ ま で に 掲 げ る 措 置 を

講じること。

イ 12 上 1 規 12 る 通 場 定 階 ず 合 す 以 上 る に る 主  $\mathcal{O}$ あ 要 各 以 0 7 階 構 上 造 に  $\mathcal{O}$ は 部 直 お け 通 が 階 る 潍 百 段 平 宿 耐 を 方 火 泊 設 メ 構 室 造 け  $\mathcal{O}$ る で 床  $\vdash$ 場 ル あ 面 合 る 積 は、  $\mathcal{O}$ 以 か 下 合 ک とす 又 計  $\mathcal{O}$ は を る 限 百 同 こと。 平 条 り で 第 方 な 九 メ ただ 号 ] 1 12 1 Ļ 規 ル 定 当 す 建 該 る 築 階 基 不 燃 潍 か 5 材 法 避 料 第 難 で 階 造 条 5 第 又 は 五. れ 地 号 7

口 宿 泊 者 使 用 部 分  $\mathcal{O}$ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 を 百 平 方 メ 1 ル 未 満 とす ること。 た だ Ļ 次  $\mathcal{O}$ (1) 又 は (2)

に該当する場合は、この限りでない。

(1)

時 は 同 間 特 ľ 届 倒 定 出 壊 澼 住 等 宅 難 防 時 準 が 止 間 耐 耐 建 倒 火 火 築 壊 建 建 物 等 築 築 を 物 防 物 11 止 建 建 1 同 築 条 築 基 同 物 第 令 準 九 第 建 号 法 百 築 第  $\mathcal{O}$ + 三 基 条 条 12 潍 第 第 法 規 施 定 九 号 行 す 号 1 令 る  $\mathcal{O}$ 準 に 第 規 12 百 耐 定 九 火 規 す 定 条 建 る 築 す  $\mathcal{O}$ 特 物 る 定 を  $\mathcal{O}$ 耐 避 1 火 う。 難 に 建 時 規 築 間 定 物 以 す が 下 を 几 る 同 1 う。 + 特 五. 定 以 分 避 間 又 難 下

以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る で あ る 場 合

(2)げ 基 主 以 面 た 準 す 下 (1)仕 法 る る  $\mathcal{O}$ 以 上 施 廊 部 部 外 げ 下 行 分 分  $\mathcal{O}$ 令 場 を す 第 口 除 階 合 段 く。 百 り で そ 場 縁 あ + 合  $\mathcal{O}$ 0 窓 及 7 八 他 条 台 び  $\mathcal{O}$ そ 宿 通  $\mathcal{O}$ 天 路 五.  $\mathcal{O}$ 井 泊 第 他 者  $\mathcal{O}$ 天 ک 壁 使 項 井 及 れ 用 U 第 5 部  $\mathcal{O}$ に 天 な 分 <del>---</del> 号 井 類 1  $\mathcal{O}$ に す 場 各  $\mathcal{O}$ 室 掲 る 合 居 内 げ 部 室 に る 分 12 お  $\mathcal{O}$ 仕 を 壁 面 1 除 す 上 7 げ く。 は 床 る ک 部 面 以 分 屋 か 当 下 根 5  $\mathcal{O}$ 仕 該 同  $\mathcal{O}$ じ 高 上 居 以 室 さ げ 下 が を か 同 同 5  $\mathcal{O}$ じ 仕 項 地 第 上 上 げ メ に  $\mathcal{O}$ 号 を 室 通 に ず 建 内 1 る 撂 築 12 ル

ノヽ メ 各 階 1 に ル お 以 け 下 る とす 宿 泊 ること。 者 使 用 部 た 分 だ  $\mathcal{O}$ 床 L 面 次 積  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 (1)計 又 を二 は (2)に 百 平 該 当 方 す メ ] る 場 1 合 ル は 地 階 12  $\mathcal{O}$ あ 限 り 0 で 7 は な 1 百 平 方

る

لح

る

- (1)当 該 階  $\mathcal{O}$ 廊 下 が  $\equiv$ 室 以 下  $\mathcal{O}$ 専 用  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合
- 二 (2)届 出 は 階 当 住 宅 • 該 に 階 が お 六 潍 け メ  $\mathcal{O}$ る 廊 耐 火 宿 1 下 建 泊 ル  $\widehat{\Xi}$ 築 者 以 室 物 使 上 以 で 用 そ 下 あ 部 る 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 専  $\mathcal{O}$ 他 合 床  $\mathcal{O}$ 用 は 廊 面  $\mathcal{O}$ 積 Ł 下 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 を  $\mathcal{O}$ あ 除 計 限 0 7 < り を  $\equiv$ で は な 百 亚  $\mathcal{O}$ 1 方 幅 メ メ が 1 ] 1 1 両 側 ル ル 未 以 に 居 満 上 کے 室 で す あ が ること。 る あ 場 る 合 廊 下 た に だ あ 0 7
- ホ は 宿 泊 0 者 限 使 用 ŋ で 部 な 分 を三 1 階 以 上  $\mathcal{O}$ 階 に 設 け な 1 . こ<sub>と</sub>。 た だ 届 出 住 宅 が 耐 火 建 築 物 で あ る 場

合

この告示は、 住宅宿泊事業法の施行の日(平成三十年六月十五日) から施行する。

国住指第 2706 号 国住街第 142 号 平成28年11月11日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の 建築基準法における取扱いについて(技術的助言)

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第338号)については 平成28年10月28日に公布され、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特 区法」という。)第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(以下 「特区滞在事業」という。)の用に供する施設(以下「特区滞在施設」という。)を使用させ る期間の下限が7日から3日に改正され、平成28年10月31日に施行された。

ついては、改正後の国家戦略特別区域法施行令(平成 26 年政令第 99 号。以下「特区法施行令」という。)第 12 条第 2 号に基づき、施設の所在地を管轄する都道府県(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例で定める期間が 3 日から 6 日の場合の特区滞在施設の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)における取扱いについて、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この 旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対 しても、この旨通知していることを申し添える。

### 1 建築基準法における用途の扱いについて

3日から6日までの滞在期間で住宅を利用して特区滞在事業を実施する特区滞在施設を下表に掲げる基準に適合させることにより、火災時等の滞在者の安全の確保が図られていると認められる場合は、当該特区滞在施設の建築基準法上の用途は、住宅とみなして取り扱って差し支えない(この際、当該特区滞在施設が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)に立地する場合には、2に掲げる手続き等を講ずる必要がある点に留意されたい。)。

なお、7日以上の滞在期間で特区滞在事業を実施する特区滞在施設においては、必ずしも 下表に掲げる基準に適合させる必要はない旨申し添える。

### イ 共同住宅の住戸で特区滞在事業が行われる場合

7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		
対象となる建築物	適合すべき基準	
平成 12 年建設省告示第 1411	【非常用の照明装置の設置】	
号に該当しない居室等が設	○ 滞在者の寝室及び寝室から住戸の出口に通ずる部	
けられている建築物	分に建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以	
	下「令」という。)第 126 条の 5 に規定する技術的基	
	準に適合する非常用の照明装置を設けること	
一の特区滞在施設に、防火上	【警報器の設置等】	
主要な間仕切壁が設けられ	○ 防火上主要な間仕切壁(令第112条第2項の自動ス	
ている建築物	プリンクラー設備等設置部分及び平成 26 年国土交通	
	省告示第 860 号*1に定める部分を除く。)を準耐火構	
	造とし、同項各号のいずれかに該当する部分を除き、	
	小屋裏又は天井裏に達せしめること	

※1:同告示に規定する警報器等は、他法令に基づいて設置されている警報器等と通常兼用可能。

### ロ 一戸建ての住宅で特区滞在事業が行われる場合

① 通常の規模(2階建て以下、延べ面積200 ㎡以下及び各階の床面積100 ㎡以下の建築物)の場合

対象となる建築物	適合すべき基準
平成 12 年建設省告示第 1411	【非常用の照明装置の設置】
号に該当しない居室等が設	○ 滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分に令
けられている建築物	第 126 条の5に規定する技術的基準に適合する非常
	用の照明装置を設けること
一の特区滞在施設に、防火上	【警報器の設置等】
主要な間仕切壁が設けられ	○ 防火上主要な間仕切壁(令第112条第2項の自動ス
ている建築物	プリンクラー設備等設置部分及び平成 26 年国土交通
	省告示第 860 号*1に定める部分を除く。)を準耐火構
	造とし、同項各号のいずれかに該当する部分を除き、
	小屋裏又は天井裏に達せしめること

※1:同告示に規定する警報器等は、他法令に基づいて設置されている警報器等と通常兼用可能。

### ② 大規模な場合(①以外の場合)

①に掲げる基準に加え、以下の基準に適合させること

対象となる建築物	適合すべき基準
3階建て以上の建築物	○ 3階以上の階に、滞在者が利用する部分(滞在者の寝
	室及び滞在者が利用する廊下、浴室等の部分をいう。以
	下同じ。)を設けないこと**2
2階以上の1つの階の床	○ 2階以上の1つの階における滞在者が利用する部分
面積が 100 ㎡ <sup>※3</sup> を超える	の床面積の合計が 100 ㎡**3を超えないこと
建築物	※ 上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとすること
	・当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けること
	• 2 階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上とならないこと**2
延べ面積が 200 ㎡を超え	○ 滞在者が利用する部分の床面積の合計が 200 m²を超え
る建築物	ないこと
	※ 上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとすること
	・滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分を令第 128 条の5第1 項に規定する技術的基準に適合させること**4
	・滞在者が利用する部分の床面積の合計が 200 ㎡を超える階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下は 1.6m以上、その他の廊下は 1.2m以上とすること**5

※2:耐火建築物の場合はこの限りでない。

※3:主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物の場合は、「100 ㎡」を「200 ㎡」と する。

※4:耐火建築物、準耐火建築物及び特定避難時間が45分間以上の特定避難時間倒壊等防止建築物は、対象外と

※5:3室以下の専用の廊下は、対象外とする。

### 2 用途規制について(法第48条関係)

特区滞在事業については、特区法第8条第1項に規定する区域計画に実施区域を定めている。

今後、特区滞在事業について、施設を使用させる期間の下限を特区法施行令第 12 条第 2 号に基づく条例で 3 日から 6 日までの範囲内で定める場合で、その実施区域に住居専用地域を含むこととなる場合には、1 で求める基準に適合させることにあわせ、以下の点について十分に留意すること。

- (1) 新たに住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定める場合
- ① 施設を使用させる期間の下限が3日から6日の特区滞在事業の実施区域に、新たに住居専用地域が区域計画に定められ、特区滞在事業が実施される場合には、特区法第8条第1項に基づく区域計画の作成若しくは特区法第9条第1項に基づく区域計画の変更又は特区法施行令第12条第2号に基づく条例の制定・改正に先立ち、実施区域を管轄する地方公共団体より当該住居専用地域内の住民に、当該事業の実施について適切に周知し、理解を求めること。その際、具体的な方法としては、当該事業の実施に関し公告・ホームページへの掲載等により周知を行い、必要に応じ説明会を開催する等の手

続きを講ずることが考えられる。

なお、本措置は施設を使用させる期間の下限を6日以下とし、比較的短期の利用を可能とする際に、特に良好な住居の環境を確保すべき住居専用地域では、あらかじめ事業の実施についてその住民に周知し、理解を得ながら進めることを求めるものである。このため、施設を使用させる期間の下限が7日以上の特区滞在事業の実施区域に、住居専用地域が区域計画に定められ、特区滞在事業が実施される場合には、この限りではない。

- ② 特区法施行令第 12 条第 7 号において、特区法第 13 条第 1 項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民(施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)に対し、当該施設が特区滞在事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていることとされていることから、実際に事業が実施される場合には、特定認定の申請前に、周辺地域の住民に対し説明がされることとなる旨を、①の手続きの際にあわせて周知されたい。
- (2) 既に住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定めている場合
- ① 施設を使用させる期間の下限が3日から6日の特区滞在事業の実施区域から、住居専用地域が排除されない場合には、特区法第9条第1項に基づく区域計画の変更又は特区法施行令第12条第2号に基づく条例の改正に先立ち、実施区域を管轄する地方公共団体より当該住居専用地域内の住民に、改めて当該事業の実施について適切に周知し、理解を求めること。その際、具体的な方法としては、(1)①と同様の手続きを講ずることが考えられる。
- ② 当該住居専用地域内で新たに特区滞在事業が実施される場合には、当該事業を実施する前に、特区法施行令第12条第7号に基づき認定事業者から特区滞在施設の周辺地域の住民に対し説明がされることとなる旨を、①の手続きの際にあわせて周知されたい。